

消費税転嫁対策について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について①

- 消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税であるが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されている。
- このため、消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が、平成25年10月1日から施行された。
- 国・地方自治体は、この法律等に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っている。

消費税転嫁対策特別措置法の概要

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に共有する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止される。
違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行う。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止される。
違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行う。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表する。

3 価格の表示に関する特別措置

平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例を設ける。
また、事業者が、税込価格に併せて、税込価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととする。

4 消費税の転嫁及び価格の表示方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年度4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした事業者又は事業団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルを、届出等を条件として独占禁止法の適用対象外とする。

(国等の講ずる措置)

第十四条 (略)

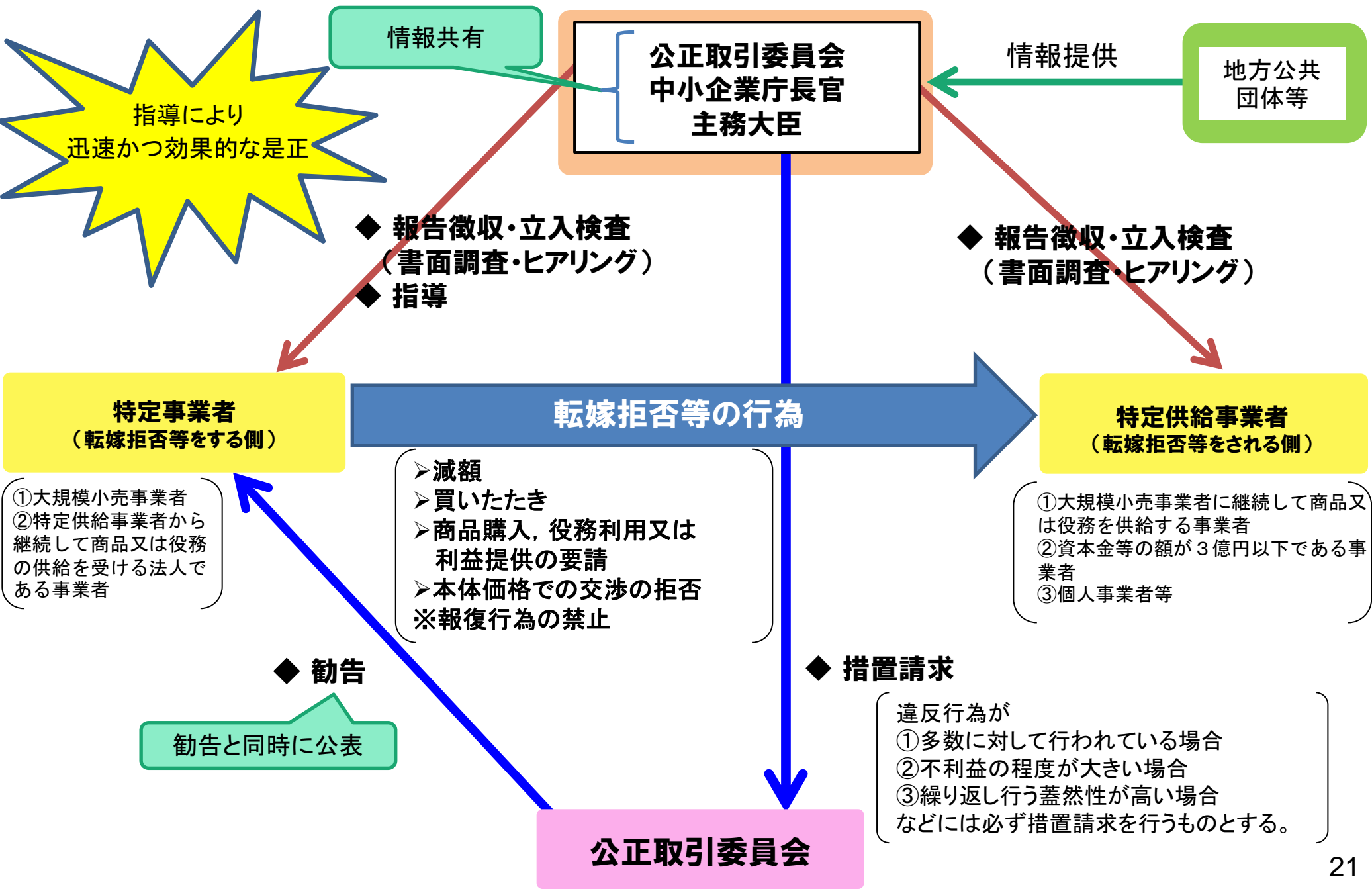
2 (略)

3 国及び都道府県は、今度の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

(公正取引委員会等への通知)

第十七条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第三条又は第八条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

(参考) 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム (法第3条関係)



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について②

厚生労働省における主な取組

- 転嫁対策特措法に係る違反被疑情報を受け付ける「情報受付窓口」を省内に6箇所設置。（医政局総務課・指導課・経済課、健康局総務課、社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室、政策統括官付社会保障担当参事官室）
- 違反被疑情報を受け付けた際には、事業者に対して、報告徴収・立入検査、指導・助言等を実施。（厚生労働省は、医療・介護・障害福祉・児童福祉・生活衛生・上水道・生活協同組合・労働関係等に係る事案を担当。）
- 所管業界団体に対して、法の周知や法の遵守の要請等により、適正かつ円滑な転嫁の実施を求めている。
- また、都道府県の厚生労働関係部局に対しても、所管の関係機関・事業者への転嫁対策特措法の理解及び遵守についての適切な周知・指導をしていただくよう通知を发出。

都道府県に対応していただく主な事項

税務主管部局に対して総務省より依頼している主な事項

- ・ 転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報
- ・ 転嫁対策特措法の違反被疑情報を受け付ける「情報受付窓口」の設置
- ・ 違反被疑情報を受け付けた際の主務大臣等への通知
- ・ 市町村に対しての同様の体制の確保等の要請

厚生労働関係部局に対応していただく主な事項

- 所管の関係機関・事業者への転嫁対策特措法の理解及び遵守についての適切な周知・指導
- 都道府県における税務主管部局との連携による違反被疑情報・相談への対応

PFIを活用した事業の実施の 推進について

PFI事業への取組状況について

- 厚生労働省では、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進している。また、内閣府においては、地方公共団体を支援するため、実務に通じたPFI専門家を派遣する事業やホームページによるPFI導入支援ツールの公表等を行っている。（別紙参照）

水道施設

- 11件導入。大都市部中心に導入。
- 「水道事業におけるPFI導入検討の手引き」の改定及び周知を行う予定。
- 「水道分野における官民連携推進協議会」を経済産業省とともに開催し、地域の実情に応じた対応を推進。

医療施設

- 13件導入。
- 施設の設計及び建設、維持管理などの分野で主に活用。

社会福祉施設

- 15件導入。
- ケアハウス等の事業が中心。

近年の政府の取組みの経緯等

- 財政状況が厳しさを増す中、かつて経済成長を支えたインフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務。
- こうした中、政府としても、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）において、民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及び事業を重点的に推進することとしている。

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（概要）

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

< 具体的取組 >

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3～4兆円

< 具体的取組 >

- 高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

< 具体的取組 >

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

(4) その他の事業類型（維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の包括化等）: 3兆円

< (1)～(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

10～12
兆円^{*}

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

ガイドラインの改定・策定について

(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

〈課題〉

・PFI事業の事業類型の多様化
・大規模化
→ 需要変動等のリスク、
事業期間の長期化
関係者の増加

・民間事業者の参入意欲の向上、
ノウハウの積極的活用

・**運営権を活用したPFI事業**(利用
料金収入による費用回収方式)
の推進

〈必要な措置〉

・多様な民間資金調達
の必要性
・多様な事業主体の確保

・民間提案制度の活用
・民間の創意工夫を生かした事
業者選定方法

・**公共施設等運営事業**の環境整備

〈ガイドラインの規定内容〉

① **多様な民間資金調達への対応**

・株式・債権流動化による多様な資金
の導入
・多様な事業スキームの受容

② **民間ノウハウの更なる活用**

・民間提案に対するインセンティブの
付与
・民間提案に含まれる知的財産の保
護
・企画競争、公募型プロポーザル等
の活用
・技術提案制度の活用

③ **運営権対価など運営事業の 基本的考え方**

・運営権対価の算出方法、支払い方
法等
・更新投資、新規投資の取扱い
・事業者選定プロセス
・運営権の譲渡・移転等
・事業終了時の取扱い

地方公共団体への支援

○案件形成支援

地域にとって魅力や価値があるPFI事業を検討している地方公共団体から具体的な案件を募集し、事業実施に向けた可能性調査に対する支援を実施。

PFI手法を活用した案件の支援対象(平成25年度)

1. 茨城県高萩市： 公共施設等運営権を活用した水道・工業用水道運営事業
2. 神奈川県鎌倉市： 老朽化した公共施設の更新における民間資金活用による運営再構築事業
3. 愛知県名古屋市： 資産の有効活用による収益事業等と一体となった公共施設等運営事業
4. 大阪府： PPP組織を活用した地域再生事業
5. 大阪府大阪市： 大規模地方公共団体における新たな運営形態による水道運営事業
6. 兵庫県神戸市： 複数施設包括化及び機能複合化等に基づく社会福祉施設再整備・運営事業
7. 高知県： 下水道・農業集落排水施設等における包括的管理・運営事業

○PFI専門家派遣

地方公共団体におけるPFI事業の活用を支援するため、実務に通じた専門家を派遣し、具体的な制度説明や指導・助言等を実施。

下記のような疑問等があり、所定の様式にて申請があった場合、内閣府負担にて専門家を派遣

- ・ PFI制度がよく分からない
- ・ PFIの検討をどのように進めればいいのか分からない
- ・ PFIの検討を始めたけど、分からないことがでてきた
- ・ 民間事業者からの提案について、どのように扱えばいいのか
- ・ 公共施設等運営権に興味がある

各種情報提供の取組

PFI事業の導入に向けた参考資料として、マニュアル、先行事例集、手引きなどを提供。
また、各種説明会において、地方公共団体や民間事業者を対象に情報提供。



●マニュアル・先行事例集



●PFI事業導入の手引き



このページでは、PFIに関する知見やノウハウについて広く情報共有を図ることを目的として、各地方公共団体が策定されたガイドラインや報告書等を掲載しております。
各地方公共団体におかれましては、趣旨をご理解の上、資料の提供等ご協力いただければ幸いです。

問合せ先：内閣府民間資金等活用事業推進室
電話：03-3581-9880,9881
FAX：03-3581-9882

- 報告書**
- 山形県東根市
 - PFI方式導入に関する検討結果等報告書[PFI形式:2941回]
 - 宮城県仙台市
 - 「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する調査検討報告書」[外部リンク]
 - 福岡県福岡市
 - 福岡県福岡市の経営状態に関する調査検討報告書[PFI形式:2821回]

- ガイドライン**
- 地方自治体が発定したガイドライン等へのリンク集です。
- ◆ 新潟県県による制定
 - ◆ 鳥取県市による制定
 - ◆ 市町村による制定

- PFI事業の実施事例(概要)**
- 先行事例紹介(5)
 - 先行事例紹介(4)
 - 先行事例紹介(3)
 - 先行事例紹介(2)
 - 先行事例紹介(1)

●地方公共団体向けデータベース

- マニュアル・先行事例集：<http://www8.cao.go.jp/pfi/practice.html>
- PFI事業導入の手引き：<http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>
- 地方公共団体向けデータベース：<http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html>

株式会社民間資金等活用事業推進機構の発足



商号 株式会社民間資金等活用事業推進機構
Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan

所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階

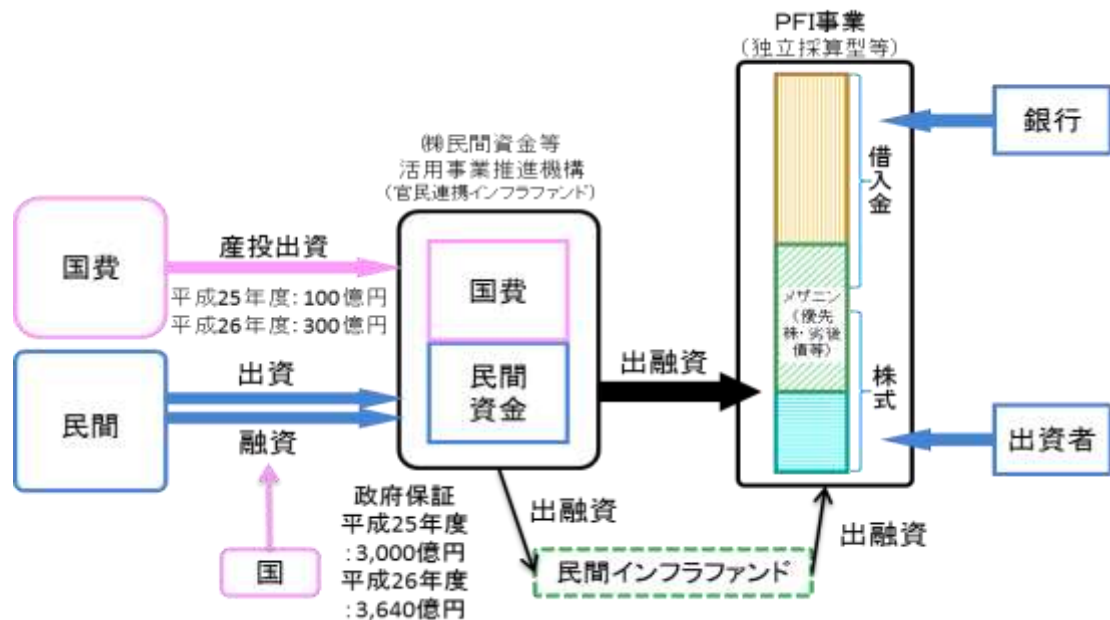
設立 平成25年(2013年)10月7日

資本金 100億円(出資金額:政府100億円、民間100億円)

代表取締役社長 渡文明

役員数 20名(平成25年12月現在)

【スキーム図】



除幕式の様子(平成25年10月11日)

地方分権の動きについて

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(閣議決定)のポイント

厚生労働省
社会保障担当参事官室

1 これまでの経緯・今後の予定

- 第3回地方分権改革推進本部(25.9.13)
「当面の方針」を決定。
- 第4回地方分権改革推進本部(25.12.20)
「見直し方針」を決定。その後閣議決定。
- 「見直し方針」に沿って、地方分権一括法案を通常国会に提出。

2 厚労省関係で盛り込まれている事項の主なもの

■ 国から都道府県への権限移譲

(1) 移譲するもの

- 医療法人等(広域)の設立認可・監督
 - ※ そのほか、社会福祉法人、消費生活協同組合等、厚労省関係の各種法人等(広域)の設立認可・監督が対象。
- 各種国家資格に係る養成施設の指定・監督
 - ※ 医療関係資格(保健師、助産師、看護師等)、衛生関係資格(理容師、美容師、調理師等)、福祉関係資格(保育士、社会福祉士、介護福祉士等)が対象。

(2) 今回は移譲しないが、見直し方針に盛り込まれるもの

- 栄養士養成施設の指定権限等
 - ⇒ 今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める。

■ 都道府県から指定都市への権限移譲

(1) 移譲するもの

- 病院の開設許可
- 特別児童扶養手当の認定

(2) 今回は移譲しないが、見直し方針に盛り込まれるもの

- 認定こども園の認定(幼保連携型認定こども園以外)
 - ・ 都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、認定こども園の認定権限を条例により指定都市に委任可能とする。
 - ・ 条例による委任状況、子ども・子育て新制度の施行状況も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

社会保障・税番号制度の 導入について

社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援等(厚生労働省分)

1. 社会保障・税番号制度の概要

- 平成25年5月に、社会保障・税番号法(※1)が国会で成立。
- 市町村が、国民一人ひとりに個人番号を付番し、社会保障・税・災害対策の各分野で利用される。
- 平成28年1月から個人番号の利用開始。行政機関の間の情報連携については、平成29年1月からは国の行政機関について、平成29年7月からは地方公共団体について、それぞれ利用開始。
- 平成26年度から平成28年度にかけて、必要なシステム設計・開発・テストを行う。

2. システム改修支援等の26年度予算措置

社会保障・税番号制度を導入するため、社会保障分野で必要となる、地方公共団体や医療保険者のシステム改修の国庫補助等を行う。

(1) 地方公共団体のシステム <一般会計185億円>

- 生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療(※2)、介護保険、健康管理のシステムの改修費を補助。
*補助率2/3(※3)(ただし、国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、補助率10/10)

(2) 医療保険者(※4)のシステム <一般会計166億円>

- 医療保険者のシステム改修費を補助。*補助率10/10
- 医療保険者の中間サーバ・ソフトウェア等を国が一括開発。

(3) 国直轄システム <特別会計54億円>

- 国直轄システム(年金、ハローワーク、労災)の改修を実施。

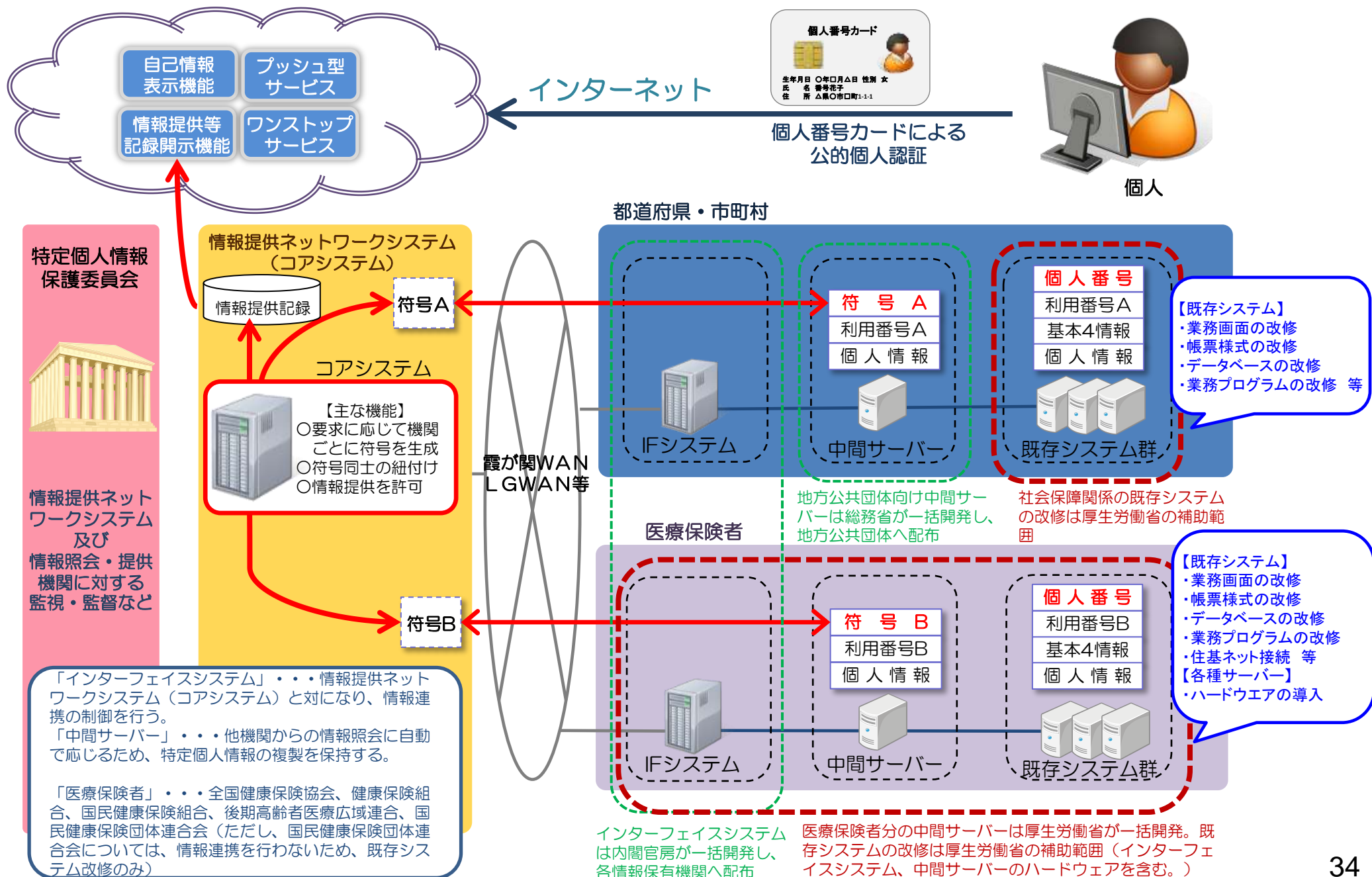
(※1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

(※2) 市町村分

(※3) 地方負担分(1/3)については、地方交付税措置。

(※4) 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会

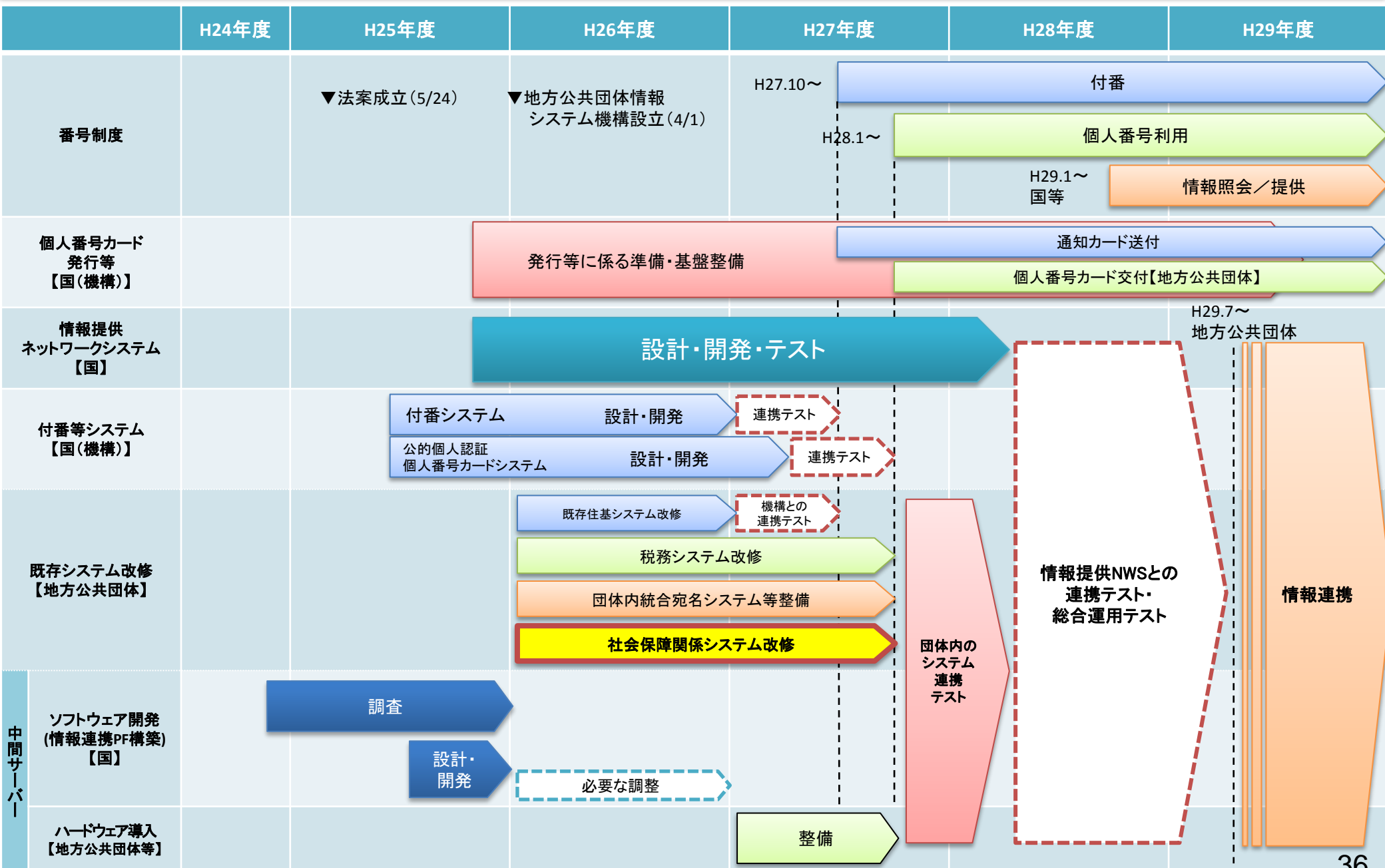
(参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲



(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

システム名		概要
都道府県・市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

(参考) 番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



政策統括官(社会保障担当)施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当者	内線
社会保障と税の一体改革について (1~18ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第一係長 高沢 航	7691
消費税転嫁対策について (19~22ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第二係長 吉田 啓	7693
PFIを活用した事業の実施の推進について (23~29ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第一係長 高沢 航	7691
地方分権の動きについて (30~31ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第三係長 前川 佑作	7697
社会保障・税番号制度の導入について (32~36ページ)	情報政策担当 参事官室	室長補佐 菅沼 伸至 総合戦略係長 佐々木 淳也	7419 7439